

新宿区立中学校用
消費者教育副読本

消費社会を学ぶ

中学生編



新宿区
新宿区教育委員会

「すべての国民は消費者である」

私たちは、日々の生活を充実させるために、お金を払い、様々なサービスを活用したり、品物を得たりしています。つまり、毎日何らかの消費のために大切なお金を使っているということです。このように、代価を払って商品やサービスを受ける者を消費者といいます。

今日、世界に目を向けてみると『SDGs』（地球上の課題を、世界で解決するための持続可能な開発目標）が着目されています。そこには様々な目標が存在していますが、「12. つくる責任・つかう責任（持続可能な消費と生産パターンを確保する）」という目標に注目してみると、「消費者（つかう責任）として良い社会をつくっていかなければならない。」という重要な役割が、私たちにはあるということに気付かされます。毎日何気なく行っている消費の視点を少し変えるだけで、社会に良い変化を起こすことができます。そのためにも、消費者一人ひとりが、地球環境や社会、地域に配慮した考え方を自覚しながら、生活することが大切になってきます。

ところが、消費者を対象にした問題が多く発生しており、その問題に直面したり、巻き込まれたりすることがあります。また、災害の激しい状況や新型コロナウイルス感染症の拡大など、消費者を取り巻く環境が日ごとに変化しているということもあります。そうしたことから、消費者を守るために、様々な法律や制度が整備されてきています。

私たちは、その状況の中で今後さらに消費者意識を高め、自分のこと、家族のこと、社会のこと、環境のこと、そして世界中のことを考えていかなければなりません。

消費者意識を高めるためには、いろいろなことを①知って、②分かって、③選び、そして④安全な暮らしを求めていく、という4つの段階を理解することが必要となります。令和3年度から実施の新学習指導要領においても、「持続可能な社会の創り手の育成」という言葉が明記されました。そのことを踏まえ、この「消費社会を学ぶ」という副読本を身近に置き、消費者の一員としての自覚を深め、輝かしい未来社会を創ってほしいと願っています。

令和3年2月

新宿区

目次

1. 消費社会と消費者	< 1 ~ 6 >
(1) 消費社会のしくみと消費者の権利・責任関係の図解.....	1・2
(2) 消費者市民をめざそう.....	3・4
(3) 消費者問題の歴史と消費者保護.....	5・6
2. 消費生活を考える	< 7 ~ 24 >
(1) 自立した生活	
「衣生活と自立」～衣服を考える～.....	7・8
「食生活と自立」～食品を考える～.....	9・10
「住生活と自立」～住まいを考える～.....	11・12
(2) 地球環境を考える	
SDGsとは.....	13・14
環境に配慮した生活～エコ生活を実践しよう～.....	15・16
ごみとリサイクル.....	17
(3) 製品を安全に使用する.....	18
(4) 計画的なお金の管理	
“家計”ってなんだろう.....	19・20
身に付けよう、中学生としての金銭感覚.....	21～23
支払いの方法.....	24
3. 契約ってなにか	< 25 ~ 30 >
(1) これは契約？.....	25
(2) 契約は約束.....	26
(3) 契約とは.....	26
(4) 売買契約～クレジットカード～.....	27
(5) 契約の取り消し（解約）.....	28～30
4. 若者をねらう悪質商法	< 31 ~ 34 >
(1) 悪質商法の手口を知る.....	31・32
(2) インターネットのトラブル.....	32～34
5. 消費生活クイズ～安全・安心に製品を使うために～	< 35 >
6. 安全で安心できる消費生活のために	< 36 >

1 消費社会と消費者

(1) 消費社会のしくみと消費者の権利・責任関係の図解



安全で持続可能な社会を目指して

今、世界ではさまざまな問題が起こっています。生活や地球環境を守りながら、さまざまな問題を解決し、安全で持続可能な社会を目指すための17の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が2015年に国連サミットで決まりました。

世界のさまざまな問題は、私たちの生活と無関係ではありません。私たち一人ひとりの小さな行動が社会を変える力となり、世界の問題解決につながります。ひとりの消費者として、17の目標のうちのひとつ「12 つくる責任・つかう責任」から考えてみましょう。

- ☆商品の賢い選択について考える
- ☆家計の管理について考える
- ☆消費者として悪質商法から身を守る
- ☆買う=契約

自立した消費者

問われる自己責任

P18

- ・通信販売
- ・ネットショッピング
- ・クレジットカード
- ・ネットオークション

【選ぶ権利】

【安全を求める権利】

- 消費者基本法
- 消費者安全法
- 消費者契約法
- 製造物責任法（PL法） など

消費

市民

P3



健康

【健康被害から身を守る権利】



食品の
選び方 P9

- 食品表示の意味を知ろう



衣服の
選び方 P7

- 衣服などを正しく
選びトラブルを防ぐ



住まい方 P11

- 健康を考えた住まい方

☆衣食住の安全性を考えた生活を送る

健康な生活

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

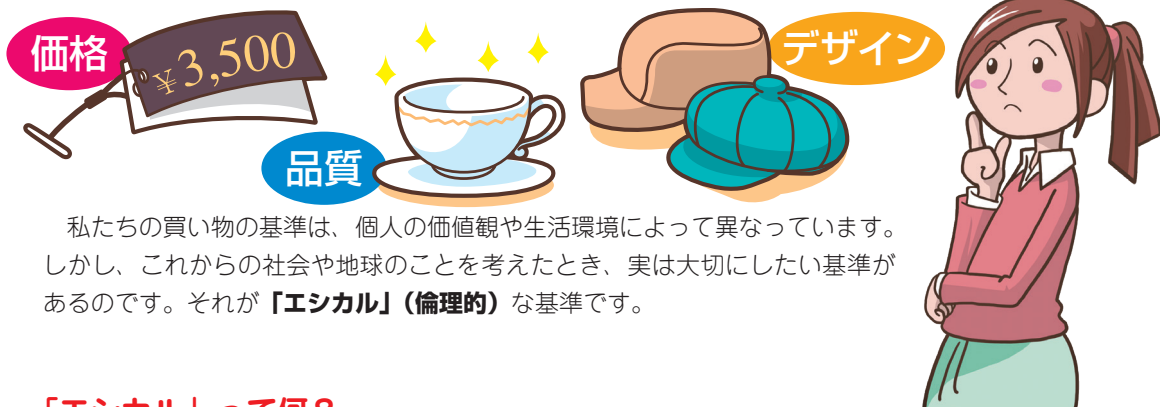
世界を変えるための17の目標



1 消費社会と消費者

(2) 消費者市民をめざそう ～あなたの買い物が社会を変える！～

あなたは買い物をする時に、何を基準に選びますか？



私たちの買い物の基準は、個人の価値観や生活環境によって異なっています。しかし、これからの社会や地球のことを考えたとき、実は大切にしたい基準があるのです。それが「**エシカル**」(倫理的)な基準です。

「エシカル」って何？

みなさんがよく着ているTシャツ。みなさんの手元に届くまでには、いくつもの工程をたどっています。では、そこで働いている人は幸せな状況で働いているのでしょうか。生産現場が地球環境に配慮されているか考えたことはありますか。人・社会・地球の今と未来の幸せのために、責任をもって考えることを「エシカル」といいます。

通常、消費者からは見えない世界



かっこいいTシャツ！
安い！



考えてみよう

- 強制的に働かされていないだろうか？
- 適切な賃金が支払われているだろうか？



考えてみよう

- 子どもが労働力として使われていないだろうか？
- 農薬による健康被害は大丈夫か？

エシカルな視点

現在、店頭で手にする商品は、必ずしもこのような情報が示されていません。しかし、社会的な責任を果たそうとする企業は、その生産過程の情報を消費者に伝え、この問題に関心をもつ消費者は、積極的にこのような企業から商品を購入しようとしています。

私たちが、自分のことだけでなく、これからの社会や地球について考え行動する**エシカル**な基準をもち、消費行動を通じて社会問題や地球環境問題の解決に積極的にかかわっていく姿を、これまでの消費者と区別して「**消費者市民**」と呼んでいます。

エシカルに行動するには、具体的にどうすればいい？

まずは、
疑問を持つことが大切！

① 買う前にまず考えよう

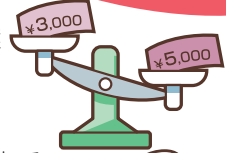
本当に必要なものかな？



CMのキャッチコピーに惑わされていないかな？



「安さ」だけが選択理由になっていないかな？



愛着をもち続けられるかな？



② エシカルな基準のものを選ぼう（一例）

マークやラベルは、その商品が一定の基準を満たしていることを保証しています。（マークやラベルのない商品もあります）



調べてみよう!	国際フェアトレード認証ラベル	レインフォレスト・アライアンス認証マーク	エコマーク	FSC認証マーク
どんな意味や目的があるの？				
どんな商品についているの？				

消費者市民社会の実現をめざして

消費者市民は、社会や地球が抱える問題を知り、その解決に向けて何ができるかを考えて、行動します。例えば、消費者には「知る権利」がありますが、企業が生産過程の情報を提供していない場合には、それがどのように作られているのか企業にたずねることが重要です。

また、学んだ内容は、住んでいる地域で何ができるか考え、身近な所から行動を起こすことも大切です。例えば、文化祭などで劇にして発表するとか、ポスターを作って知らない人達に知らせることなど、私たち中学生にもできることはたくさんあるはずですよ。

このように消費者市民が行動を通じて、公正で持続可能な社会をめざす社会のことを「消費者市民社会」と呼んでいます。

「消費者市民社会」を作るために、中学生が身に付けたい力

- 消費者の行動が環境や経済に与える影響を理解する力。
- 環境に配慮した生活を実践する力。
- 身近な消費者問題の解決や公正な社会の形成について理解する力。

1 消費社会と消費者

(3) 消費者問題の歴史と消費者保護

1945年～1950年代 ～消費者問題の草創期～

第二次世界大戦後、物資の不足に対し、特に大都市で消費者による運動組織が誕生。一方、日本経済は朝鮮戦争（1950～53）の特需景気になる。「もはや戦後ではない」と言われ、大量生産によって物不足は急速に解消されたが、大規模な工場で生産された商品に一度問題が生じると健康被害などが広範囲にわたって大量に発生する問題が起こり始めた。

世の中の出来事と消費者問題

- ・ **第二次世界大戦終結（1945）**
- ・ 食糧メーデー「米よこせ大会」（1946）深刻な食糧危機にたまりかねた主婦が米穀配給公団に押しかける
- ・ 不良マッチ追放主婦大会（1948）これにより主婦連合会が結成され、その後各地で消費者団体が結成される
- ・ 森永ヒ素ミルク中毒事件（1955）乳児用粉ミルクにヒ素という毒物が混入。死亡者・被害者が出る
- ・ 熊本県で水俣病発生（1956）

消費者問題の解決への動き

- ・ 食品衛生法（1948） 飲食によって生ずる危害の発生を防止する目的で作られた法律

1960年代 ～本格的な消費社会の到来～

高度経済成長のただ中で、市場には様々な新しい商品が出回るようになる。プラスチック等の合成樹脂製品、ナイロンやポリエステル等の合成繊維、インスタント食品や家電製品が次々に発表された。

世の中の出来事と消費者問題

- ・ ニセ牛缶事件（1960）牛肉の缶詰に鯨肉などを混入したものが出回る
- ・ サリドマイド薬害事件（1962）サリドマイドという薬剤を服用した妊婦から多くの障害児が生まれる
- ・ カネミ油症事件（1968）米ぬか油に PCB が混入し摂取した人々に皮膚障害等の中毒症が発生する

消費者問題の解決への動き

- ・ 国際消費者機構（IOCU 結成）（1960）
- ・ アメリカのケネディ大統領が「消費者の4つの権利」を宣言（1962）
 - 選択をする権利
 - 意見を聞かれる権利
 - 情報を与えられる権利
 - 安全への権利
- ・ 消費者保護基本法（1968） 消費者の権利尊重、自立支援などの基本理念を定めた法律
- ※ 2004年6月に全面的に改訂・施行し、現在は「消費者基本法」

1970年代 ～消費社会の多様化～

製品の安全性の問題がさらに大きくなるとともに、いわゆるマルチ商法やねずみ講、催眠商法、訪問販売、金の先物取引による被害など新しいタイプの消費者問題が発生する。商品そのものよりも販売方法や契約等に関する問題が多くなった。

世の中の出来事と消費者問題

- ・ ねずみ講「天下一家の会」問題化（1971）
- ・ PCB 汚染問題（1972）工場の排水などによって環境中に放出された PCB が様々な地域・食品を汚染する
- ・ **第一次オイルショック（1973）** 原油価格が上がり、買い占めや便乗値上げが多発。集団訴訟起こる
- ・ サラ金被害問題化（1976）サラ金の高金利や返済方法（取り立て）に対する問題が起こる
- ・ 欠陥住宅問題化（1976）

1980年代 ～物からサービスへ、情報化、国際化～

情報化、国際化等の動きが加速し、消費は「量から質へ」と向かう。クレジットカードなどが普及したためお金を借りることが容易になり多重債務問題が増加した。また、食のグローバル化が進み輸入食品が増加、食に対する不安が高まった。

世の中の出来事と消費者問題

- ・ 豊田商事事件（1985）訪問販売で金やプラチナを販売し現物は引き渡さず「証券」のみを発行して契約させる
- ・ 靈感商法被害多発（1987）靈感があるふりをして不当に高価な壺、印鑑などを売りつける
- ・ ポストハーベスト問題発生 ポストハーベスト：収穫した後の農産物にかかる農薬。防カビ剤など

1990年代、2000年代以降 ～情報化社会、国際化社会、高齢社会～

食品の安全に関する問題が多発。また、不況とクレジットの普及によって多重債務問題が深刻化し自殺者も増加。ほかにも情報のグローバル化によるインターネット取引やクレジットカード・電子マネーの決済に関するトラブルが増えている。少子高齢化の進行により高齢者が財産を失う被害や、青少年をターゲットにした商法も多くみられるようになった。地球規模の環境問題も生産・消費・廃棄の観点から重要な消費者問題になっている。特に2000年以降、様々な分野にまたがる消費者問題への対応が迫られるようになった。

世の中の出来事と消費者問題

- ・ カード破産、多重債務が社会問題化（1992）
- ・ マルチ・マルチまがい商法被害増加（1993）
- ・ 雪印乳業食中毒事件（2000）
- ・ BSE（牛海綿状脳症）発生（2001）国内で感染牛。牛肉への不安が高まる
- ・ 闇金融の被害拡大（2004）
- ・ 鳥インフルエンザ問題（2004）鶏肉や卵への不安
- ・ 牛肉ミンチ事件（2007）豚肉まじりのひき肉を牛肉ミンチとして販売。食品偽装事件
- ・ 「東日本大震災」がおこる（2011）震災に便乗した悪質商法が発生
- ・ ゲームでの課金システム（コンプガチャ）により若者が高額な料金を払うトラブル多発（2012）
- ・ ホテルのレストラン等におけるメニューの食品表示の不正（2013）
- ・ インターネットで簡単にできる海外事業者とのバイナリーオプション取引に関するトラブル急増（2014）
- ・ 自動車メーカーの燃費データ不正が発覚（2016）
- ・ 架空請求詐欺増加（2017）実際には契約していない商品やサービスを契約したかのように見せかける
- ・ 2022年4月から成年年齢を20歳から18歳へ引き下げた民法の一部を改正する法律が成立（2018）
これにより、親の同意なく契約ができる年齢が18歳に引き下げられる

消費者問題の解決への動き

- ・ 製造物責任法（1994）通称PL法、製品の欠陥によって消費者が損害を受けたとき、製造者の損害賠償責任を定めた法律
- ・ 消費者契約法（2000）悪質商法から消費者を守る法の一つ
- ・ 食品安全基本法（2003）食の安全を守るために作られた法律
- ・ 個人情報保護法（2004）個人情報に関して本人の利益や権利を保護するため、事業者などに一定の義務を課す法律
- ・ 消費者庁、消費者委員会の設置（2009）
- ・ 消費者教育の推進に関する法律（2012）国民の消費生活を向上させるために消費者教育を総合的、一体的に進めることを目的に作られた法律

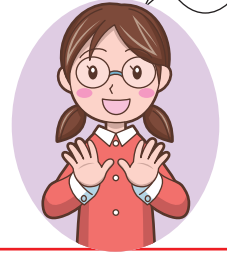
2 消費生活を考える

環境を考えた衣生活を
送りたいわ。

(1) 自立した生活 ～安全で持続可能な社会を目指して～

「衣生活と自立」～衣服を考える～

家庭で不用になった衣服のうち、リデュース・リユース・リサイクルがされているものは、全体の約2割です。残りの8割は焼却・埋め立て等で処分されています。もっと衣服の3Rに積極的に取り組んでいきましょう。

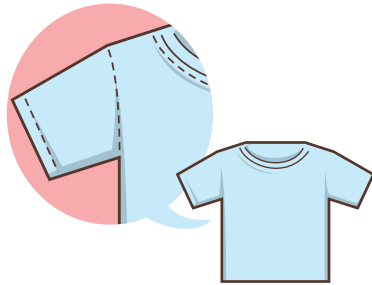


衣服の選び方

さまざまな種類の衣服が安価に入手できるようになりましたが、購入する場合、品質を確かめましょう。

- ・サイズの表示がいい加減ではないですか？
- ・ていねいに縫ってありますか？
- ・ボタンやファスナーはしっかりついていますか？
- ・動きやすいですか？
- ・洗濯表示(手入れの方法)はついていますか？

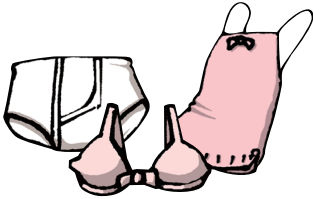
自分にあったものを選びましょう。



ほつれていないか確認しよう
(そでつけ・わき・すそ)

下着

体内から出る汗や脂を吸収し、皮膚を清潔に保つと同時に衣服が汚れるのを防ぎます。冬は防寒の効果を高めます。特に新陳代謝の活発な青少年期には、吸湿性に富んだ綿素材の物を着用するとよいでしょう。



靴

足に合わない靴を履いていると、外反母趾など足のトラブルの原因になります。また必要以上に高いヒールは成長期の足には負担が大きく怪我につながります。外見ばかりにとらわれず、歩きやすく、サイズ、目的に合った靴を選びます。



アクセサリ

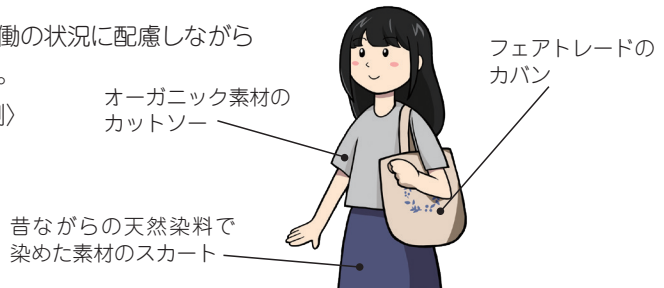
アクセサリによる金属アレルギーが多発しています。特にピアスは、体の一部に穴を開けて装着するので感染症の心配もあります。また香料や顔料、化学薬品によっては、肌合わないものもあります。成分確認やパッチテストを行ってから使用しましょう。



エシカルファッションとは？

持続可能な社会を作るために、環境や労働の状況に配慮しながら衣服を選択し、ファッションを楽しむこと。

〈エシカルファッションの例〉



衣服のリデュース

長く着られる飽きのこないデザインを選びましょう。衣服はそれぞれ用いられている繊維が異なります。それぞれの素材にあった正しい方法で手入れすれば、長くきれいに着ることができます。

	・液温は40℃を限度とし、手洗いができる		・つり干しがよい		・アイロン仕上げ禁止
-----------------------------------------------------------------------------------	----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	----------	-----------------------------------------------------------------------------------	------------

出典：一般財団法人日本規格協会

衣服のリユース

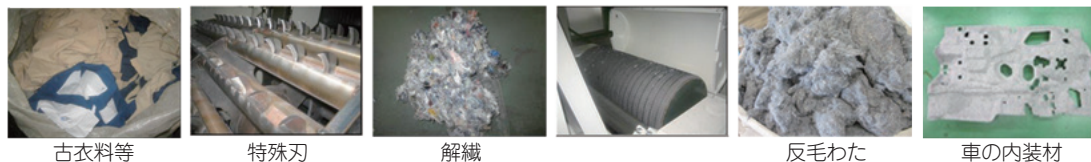
そのままの衣服の形で他の人に活用してもらうことです。家族や友達に譲ったり、フリーマーケットで販売したり譲ったりすることです。

衣服のリサイクル

家庭で眠っている衣服や処分する衣服などを新宿区では新宿リサイクル活動センターや西早稲田リサイクル活動センターの「洋服ポスト」で回収しています。

回収などに出す場合は、きちんと洗濯をして完全に乾かして出しましょう。生乾きのものがあるとカビのもとになります。回収された衣服のうち、状態のよいものはリユースに回されます。毛糸の編み物や裂き織りなど、素材によってはほどいたり裂いたりして、もう一度衣服に仕立てあげることができます。

リサイクル繊維製造工程



古衣料等

特殊刃

解繊

反毛わた

車の内装材

回収された服の一部は反毛（ひっかいて綿状に）し、リサイクル繊維に生まれ変わります。それを圧縮し、フェルト状にして車の内装材などに使用します。また、綿製品の服などは、機械油を拭くウエス（布ぞうきん）にもなります。

(こころを育む衣服 服育ホームページより)



、写真提供：(株)チクマ



環境に配慮した繊維

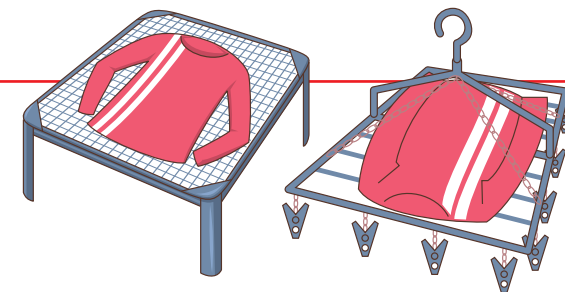
石油資源の枯渇懸念などから、脱石油系原料繊維の開発としてトウモロコシ繊維、サトウキビ繊維、竹繊維などが開発されています。

環境に配慮した衣類の干し方

- ・しわが気になるシャツやブラウス、ズボン「ハンガー干し」
- ・編目のざっくりしたニットなどは「平干し」

平干し

- *干し方ひとつでしわが伸び、アイロンかけが楽になり、電気代の節約にもなります。エコですね。
- *専用の平干し台がないときはピンチハンガーの上を利用していいでしょう。



2 消費生活を考える

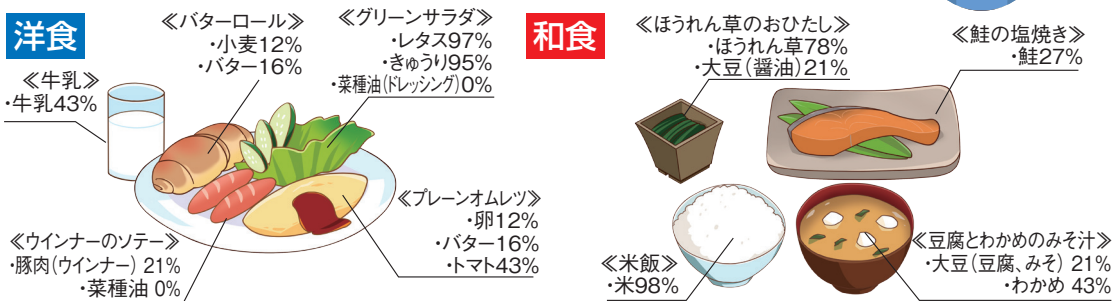
「食生活と自立」～食品を考える～

▶毎日食べる朝食を日本で生産されるものだけでつくった場合

※数値は、日本で生産されるもので供給できる割合(カロリーベースの自給率)(%)を示す。

卵・乳・肉類が少ないのは、飼料を輸入に頼っているため。

(農林水産省ホームページ「クッキング自給率」(平成30年度)より)



自分の健康を
考えていこう。

食べものの輸入がストップしたら

食べものが今の半分くらいしか食べられなくなる。

食品中の放射性物質対策

平成24年4月から、食品中の放射性物質について、現行の基準値を定めました。

基準値を越える食品が流通しないよう、国のガイドラインに基づいて地方自治体が検査を行っており、すべての検査結果を、厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」で公表しています。

食品中の放射性物質の基準値

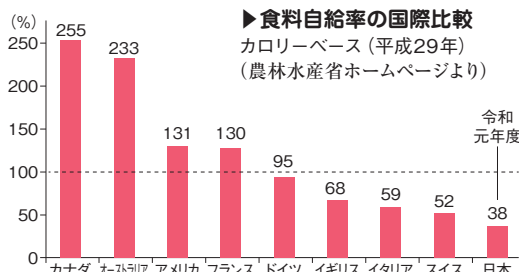
平成24年4月から、食品衛生法に基づく規格として、食品群ごとに放射性セシウムの上限を定めました。

基準値については、食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が、十分小さく安全なレベル(年間1ミリシーベルト以下)になるように定められています。



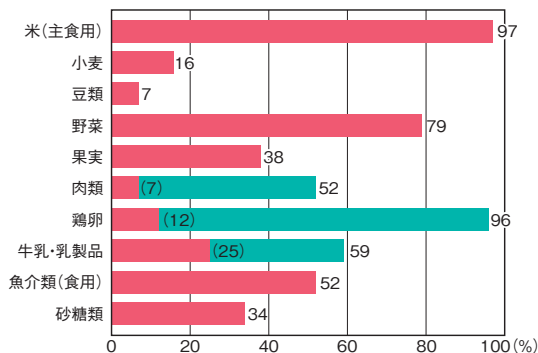
放射性物質の基準値

食品群	基準値(単位:ベクレル/kg)
一般食品	100ベクレル
乳児用食品	50ベクレル
牛乳	
飲料水	10ベクレル



資料:農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算。(アルコール類等は含まない)

注1:数値は暦年(日本のみ年度)。スイスについては、政府の公表値を掲載。
注2:畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。



▶品目別日本の食料自給率

※()内は、飼料自給率を考慮した値
(農林水産省「令和元年度食料需給表」より)

加工食品の表示を読み取ろう

- 1 名称 (品名): 一般的な食品の名称
- 2 産地の表示: 畜産物は一番長く飼育された地域。農産物は栽培した地域。
水産物は漁獲された水域または地域名。輸入品は原産国を表示する。
- 3 原材料名: 原材料に占める重量の割合が多い順に記載する。
- 4 食品添加物: 原材料に占める重量の割合が多い順に記載する。
- 5 遺伝子組み換え表示: 使用されている場合は表示する義務がある。
- 6 アレルギー表示: アレルギーの原因となる材料
(必ず表示される7品目: 卵・乳・小麦・落花生・そば・えび・かに)
- 7 内容量: 食品の重量、体積または個数を示す。
- 8 期限表示: 消費期限(衛生上の問題が発生しないとされる期間)や賞味期限(風味や品質が保たれるとされる期間)を表示する。
- 9 保存方法: 開封前の保存方法を示す。
- 10 製造業者等: 製造業者等の名前または名称と所在地を示す。

加工食品の表示の例

加熱食肉製品(加熱後包装)		栄養成分表示 (100g当たり)
名称	ボンレスハム(スライス)	
原材料名	豚もも肉、食塩、糖類(ぶどう糖、砂糖)、 香辛料、調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na)、 酸化防止剤(ビタミンC)、発色剤(硝酸K、亜硝酸Na) (原材料の一部に大豆、乳製品を含む)	エネルギー ■kcal たんぱく質 △g 脂質 ●g 炭水化物 ☆g 食塩相当量 ▼g
内容量	100g	
賞味期限	表面上部に記載してあります。	
保存方法	10℃以下で保存してください。	
製造者	〇〇ハム(株)	

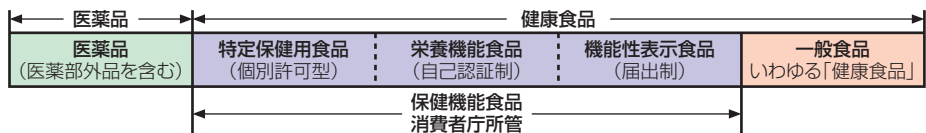
食品添加物の表示 ●

アレルギー物質の表示 ●

「健康食品」とは

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しているものです。

そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。



保健機能食品制度は、いわゆる健康食品のうち、一定の条件を満たした食品を「保健機能食品」と称することを認める表示の制度です。

健康食品に頼り過ぎず、自立した食生活を送りましょう

*中学生を取り巻く「食の問題」

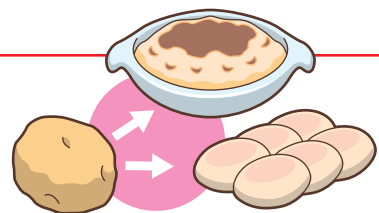
- ・ 体型を気にしてカロリーゼロ食品と称する食品を摂る傾向にあります。アステルパーム、スクラロース、ステビア等人口甘味料は摂り方に注意しましょう。
- ・ 足りない栄養はサプリメントで補う中学生もいますが、過剰に摂れば有害な作用が出る可能性があります。注意が必要です。正しい食習慣を身に付けましょう。

エコクッキング (環境に配慮しよう)

- ・ 野菜の皮も洗って食べきろう (ごぼう、ニンジンなど)。
- ・ すぐに食べきれない野菜は干し野菜にして後で利用しよう。
- ・ おかずをリメイクしよう。

例: 茹でジャガイモ→ポテトグラタン、芋もち等。

これらの取り組みが生ゴミの減量化(リデュース)につながります。

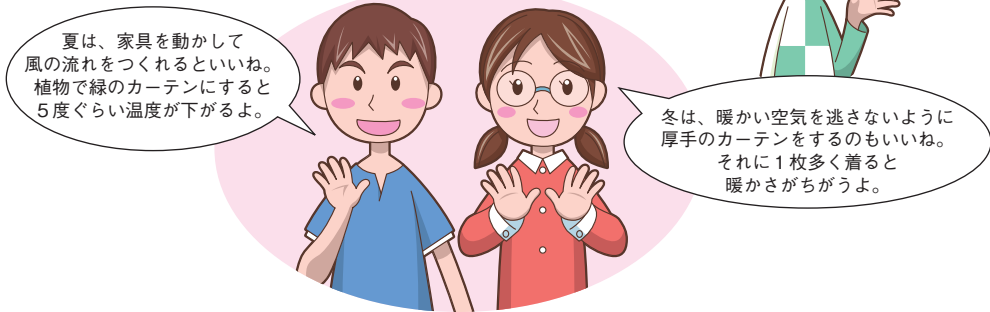


2 消費生活を考える

「住生活と自立」～住まいを考える～

私たちができる快適な住まいを考えよう

*夏涼しく、冬暖かく暮らすにはどうしたらよいか？



シックハウス症候群って何？

「新築後入居したら頭痛がする」「外出先から家に入ると目がチカチカする」など、主に新築・リフォームの住宅で居住者が原因不明の体調不良を訴えることがあります。

このような、住まいが原因で起こる体調不良を「シックハウス症候群」と呼んでいます。

◎シックハウス症候群

症状を引き起こす要因は？

様々な要因が複雑に関係しています。

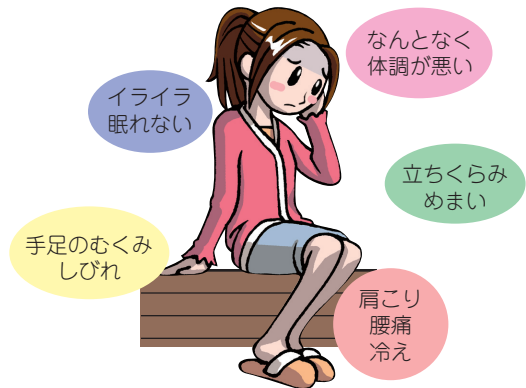
その主なものは、

- ・ 建材、家具、生活用品等からの化学物質の放出
- ・ 暖房器具からの燃焼ガス
- ・ 住宅の高気密化による室内空気循環の悪化
- ・ 化学物質に対する感受性の個人差

などがあります。

化学物質過敏症

化学物質に対する感受性には個人差がありますが、多量の化学物質にさらされて症状が出ると、今までその人にとって許容量であったごく少量の化学物質にも過敏に反応して症状が出てしまうことがあります。これを化学物質過敏症といいます。



住宅建材に使われている化学物質が人体に悪影響をもたらしています。

ダニ、ペットの毛や排泄物、ハウスダスト、花粉等が原因でアレルギーをひきおこす場合もあります。

原因となる様々な物質

◎ホルムアルデヒド

強い刺激臭のある気体で水に溶けやすく、水溶液はホルマリンと呼ばれ、消毒剤や防腐剤に使われています。壁、家具、フローリングなどの接着剤、カーテン、衣類などの抗菌処理に使われています。湿度や湿度が高いと揮発しやすく、臭気を感じたり、目がチカチカするなどの症状が出る場合があります。

◎揮発性有機化合物

ホルムアルデヒド以外にもトルエン、キシレンなど多くの揮発性有機化合物が存在します。建材や家具のほか、塗料、接着剤、家庭用石油ファンヒーターなどの燃料、タバコの煙などを発生源としています。

◎殺虫剤・防虫剤

殺虫剤・防虫剤には、ピレスロイド系、有機リン系、パラジクロロベンゼンなどの薬剤が含まれています。これらの物質は、低濃度でも長期間吸い続けると、健康に害を及ぼす場合があります。

- ・ゴキブリやダニの燻煙剤、かとり線香 ・衣服の防虫剤
- ・畳の防虫、防ダニ処理 ・植木などの除草剤、殺虫剤

消毒について教えて！

モノに付着したウイルスなどは、以下の方法で消毒や除菌ができます。

1. 熱水……80℃で10分間さらす
2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）……濃度が0.05%になるように薄める
3. 洗剤……界面活性剤が含まれるものを選ぶ
4. 次亜塩素酸水……拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm 以上の次亜塩素酸水をたっぷり使う。
5. アルコール……濃度 70% 以上 95% 以下のエタノールを用いる

（厚生労働省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について より）

節水量の目安を教えて！

水は、有限で貴重な資源

水を大切に使う

		状態	おおよその量
蛇口	洗面・手洗い	1分間流しっ放し	12リットル
	歯磨き	30秒間流しっ放し	6リットル
		コップにくむ	0.6リットル
台所	洗車	食器洗いなどで5分間流しっ放し	60リットル
		流しっ放し	90リットル
		バケツにくむ	30リットル
	ふろ	浴槽の残り湯を洗濯・清掃などに利用	180リットル
	シャワー	3分間流しっ放し	36リットル

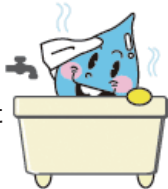
（東京都水道局ホームページより）



どんな節水方法があるの？

ふろ

残り湯の半分の洗濯や掃除に再利用しましょう。



ふろの残り湯は、洗濯、清掃、散水などいろいろな工夫して使うことができます。

歯磨き

コップにくんで磨きましょう。

洗車

バケツにくんで使しましょう。

シャワー

シャワーはこまめに止めましょう。



トイレ

大小のレバーを使い分けましょう。

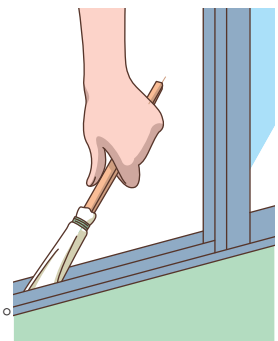


（東京都水道局ホームページより）



環境に優しい掃除をしよう

- ・台所のシンクは野菜の切れ端に重曹をつけてこするときれいにおちます。
- ・三角コーナーや排水管には重曹を振り掛けて、その上からお酢をたらすとシュワーと発泡します。その後、熱いお湯をかけるときれいになります。
- ・古いタオルやTシャツを小さく切っておくと使い捨て雑巾になります。
- ・割りばしに古いストッキングを巻きつけてサッシのレールをこするときれいにおちます。
- ・湯飲み茶わんについた茶渋は塩でこすると汚れがおちやすくなります。
- ・お茶からは固く絞って玄関に撒いて掃除するとホコリがたちません。
- ・コーヒーかすは乾燥させて冷蔵庫や灰皿に入れておくと消臭効果があります。
- ・蛇口のくすみはお酢や使用済みの紅茶パックで磨くとピカピカになります。



2 消費生活を考える

(2) 地球環境を考える

SDGs とは

環境、経済、社会それぞれの問題を解決し、安全で持続可能な社会を実現するために、世界が一丸となって取り組む目標が「**持続可能な開発目標 (SDGs)**」です。

SDGs には 17 の目標（ゴール）と 169 のより具体的な目標（ターゲット）があります。私たちは、これらの目標を世界中の人々と協力し、2030 年までに達成できるよう取り組んでいく必要があります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT

世界を変えるた



SDGs が目指す世界

SDGs は「**地球上の誰一人として取り残さない**」を理念に、誰も置き去りにしない世界を目指しています。

世界には、空腹で苦しむ人が約 8 億人います。私たちが当たり前に通っていた小学校に通えない子どもたちもいます。また、世界では地球温暖化の影響により、異常気象の増加による被害、海面の上昇による土地の消失などが起こっています。

こうした問題を、先進国、新興国、開発途上国に関係なく、地球に住む全ての人々で、より良い未来「**誰も置き去りにしない世界**」を SDGs は目指しています。

さあ、私たちにできることから未来に向けて行動しよう！

SDGs が 2015 年の国連サミットで決まってから 5 年後の 2020 年、日本の SDGs 達成度は世界で何位だと思いますか？持続可能な開発ソリューション・ネットワーク (SDSN) とベルステルマン財団による世界 SDGs 達成度ランキングでは、日本は 169 か国中 17 位です。

目標 4「質の高い教育をみんなに」や目標 16「平和と公正をすべての人に」などは、目標を達成していますが、目標 12「つくる責任 つかう責任」や目標 14「海の豊かさを守ろう」、目標 15「陸の豊かさも守ろう」では、重要な課題が残っています。

GOALS

めの17の目標



2030年に向けて、
世界が合意した
「持続可能な目標」です。

ひとりの消費者市民として、毎日の生活の中で何かできることはないか考えてみましょう。例えば、買い物をする前に、「本当にこれは必要なものかな？」「すごく安い商品だけど、生産にかかわった人に賃金はきちんと払われているのかな？」と。また、「私たちが出したごみが地球環境を汚染していないかな？」など、身近な疑問をもって、できることから始めましょう。

安全で持続可能な社会を実現するには、私たち一人ひとりの行動が大切です。今日から、未来に向けて、行動をしましょう。そして、どんなことができたか家族・友人どうして話し合ってみましょう。

<https://www.un.org/sustainabledevelopment/>

※ The content of this publication has not been approved by the United Nations and does not reflect the views of the United Nations or its officials or Member States.

今日からできることはなんだろう？

グリーンコンシューマーについて学ぼう

電球はLEDを使用しよう。

月日 月日



電気のつけっぱなしはやめよう。

月日 月日

テレビやラジオ、パソコンは使っていないときは主電源を切っておこう。

月日 月日

カーテンを上手に使うと温度調節しよう。

月日 月日

両面コピーで紙の節約しよう。

月日 月日

ティッシュは再生紙のものかな。再生紙のものでむだ使いはしちゃだめだよ。

月日 月日

ゴミになる食べ残しはやめよう。

月日 月日

テーブルや棚を拭くときは何回も使える布製のものがいいね。

月日 月日

ペットボトルや缶はリサイクルに出せるけど、リサイクルにもエネルギーがかかるんだ。なるべくくり返し使える瓶にしよう。

月日 月日

「マイはし」がいいね。

月日 月日

フィルターをまめにそうじして、温度設定を適温にして使おう。使わないときは電源を切っておこう。

月日 月日

エアコンの設定温度は、冷房は28℃暖房は20℃に設定しよう。

月日 月日

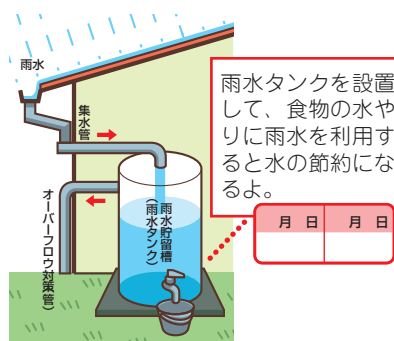
新聞や雑誌は資源ごみだよ。住んでいる地域の回収方法にしたがって出そう。

月日 月日

扇風機を活用するとエアコンだけで冷暖房するより効率がいいよ。

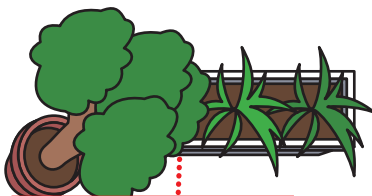
月日 月日

「グリーンコンシューマー」とは、環境を大切にするという基準に基づいて商品や企業を選んで買い物をする事で、資源やエネルギーを大量に消費しないライフスタイルに転換していこうとする人のことです。君も、「グリーンコンシューマー」をめざそう！



雨水タンクを設置して、食物の水やりにも雨水を利用すると水の節約になるよ。

月日 月日



ハーブなどを栽培して料理をするときなどに使おう。背の高い植木が窓のそばにあると涼しくなるよ。

月日 月日

窓の外に「すだれ」や「みどりのカーテン」があると夏の強い日射しがやわらかよ。

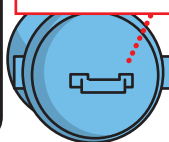
月日 月日

ベランダや庭はコンクリートをむき出しにするよりも、芝生を植えたりすると照り返しが少なくなって、暑さもやわらげてくれるよ。

月日 月日

生ごみを回収に出す時にはよく水を切ってから出そう。ベランダにおけるコンポストもあるよ。


月日 月日



2 消費生活を考える

ごみとリサイクル ～生活の工夫でごみを減らす～

ごみを減らすキーワード「5つのR」と「1つのL」

3 R	R educe リデュース【発生抑制】	むだなものを取り込まず、 ごみの発生を減らす。	
	R euse リユース【再使用】	不用なものは人にゆずったり、 手を加えたりして再使用する。	
	R ecycle リサイクル【再生利用】	再生して使えるものは、 資源の回収に出す。	
4 R	R efuse リフューズ【断る】	過剰な包装などごみになる ものをはっきり断る。	
5 R	R epair リペアー【修理】	すぐに新品を買うのではなく 修理してものを長く使う。	
L	L ong Use ロングユース	長く使う。 使い捨てでないものを使う。	

環境にやさしい行動をする企業

製品など技術的な仕様のほか品質管理や環境管理システムに関する世界共通規格・基準の設定を行う国際機関（ISO）があり、商品の購入に際し、消費者が安心して品質の良い商品を購入できるように品質の内容を具体的に規定し、標準化する作業が進められてきました。ISOはこのような標準化の整備を国際的に推進しています。

また、「環境に配慮した生活をするために、企業も個人もできることをしよう！」という理念に基づいた色々な規格がISOにはあります。

新宿区では、平成12年度にISO14001規格を認証取得し、16年間にわたって環境マネジメントを推進してきました。取り組みの積み重ねにより省エネ・省資源等の環境配慮行動が職員に定着してきたことから、区が率先して一層の環境保全・改善に取り組み、区民・事業者等の環境行動の促進を図るため、平成29年度区独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用を行っています。

新宿エコ自慢ポイントとは？

新宿区では買い物のときマイバッグを使用する、家庭内での節電に心がけるなど、エコな行動をポイントという形で貯めるしくみ「新宿エコ自慢ポイント」の取組みをすすめています。令和2年7月からスタートしているレジ袋有料化に伴い、ポイント対象も変更されています。どれだけポイントが貯まったか確認していきながら、毎日の行動の積み重ねを実感することができます。ポイントの到達度によってもらえる、環境にやさしい景品も用意されています。

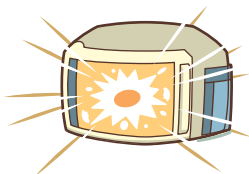


(3) 製品を安全に使用する

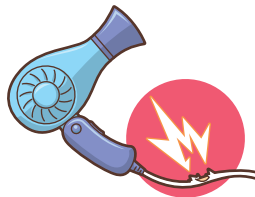
製品事故について



自転車に乗っていたら、ハンドルがロックされ、操作ができず転びそうになった。



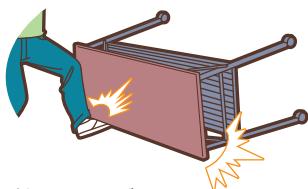
電子レンジでゆで卵を温めていたら破裂した。



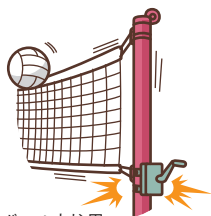
ドライヤーにコードを巻きつけて収納していた。使ったらコードが傷んでいて火花が散った。



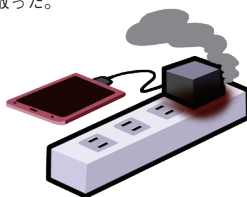
水槽用ヒーターの温度コントローラー内部から発煙・出火した。



折り畳みテーブルを動かそうとしたら、天板が開いた状態でテーブルが転倒した。



バレーボール支柱用ネット巻器でネットを張っていたところ、巻器が突然逆側に回転してけがをした。



スマートフォンのACアダプターとマルチタップの接続部分が焦げた。



温水洗浄便座の電気部分に水がかかって火が出た。

製品事故を予防するために

① 購入時に安全性をチェックする

製品を買うときは、機能やデザイン、価格のほかに、安全性やアフターサービスなどに関する情報も確認しましょう。

消費生活用品の安全マーク



PSCマーク

電気用品の安全マーク



PSEマーク

(財) 製品安全協会が定めた基準に適合している製品



SGマーク



② 取扱説明書をよく読み、正しく使う

製品事故の3割は誤った使用方法が原因といわれています。取扱説明書に記載されている正しい使い方、使用上の注意などをよく読み、安全に製品を使いましょう。

禁止マーク

(してはいけないこと)



注意マーク

(注意すること)



指示マーク

(必ず行うこと)



製品事故と PL 法(製造物責任法)

取扱説明書をよく読み、製品を正しく使っていても事故が起こる場合があります。

製品そのものに欠陥があり、それが原因で被害にあった場合は製品を作った会社に責任をとってもらうことができます。それが「PL 法(製造物責任法)」です。

また、製品を正しく使っていたにもかかわらず故障した場合にも、保証期間内であれば、買ったお店で無料修理してもらうことができます。製品を購入した際に渡される保証書は大切に保管しましょう。

2 消費生活を考える

(4) 計画的なお金の管理

“家計”ってなんだろう

家計とは、収入（入ってくるお金）と支出（出ていくお金）をとおして維持していく家庭生活の営みを指します。収入には、給与などの働いて得られる収入（所得）のほか、預金の利息なども入ります。支出には、食物費や住居費、光熱費など、生活するのに欠かせない出費のほか、趣味・娯楽費のように自分のために使うお金も含まれます。家計は、収入と支出のバランスで成り立っています。バランスが支出に傾くと家計が行き詰まり、生活が成り立ちません。このバランスを崩さず、安定した生活をしていくためには、家計をしっかり管理することが大切です。



家計管理の必要性と家計簿 ～一人暮らしの家計簿をしてみよう～

では、家族から離れ、1人暮らしを始めた人の家計簿の例（右図）を見て、収入と支出のバランスについて確認してみましょう。支出の内訳をみると、使いみちによって分けた費目（食物費・住居費など）ごとに支出額が示されています。これらの額は、手取り収入に対してどれくらい使っているか、統計に基づいた割合を参考に算出しています。

生活費の中で大きな割合を占める家賃は、収入の30%以内に抑えていたり、必要不可欠な食物費は15%確保しています。家計を記録し、実際の支出額を把握して右図の支出額と比較すると、使ったお金の額や使い方の特徴が分かります。無駄の多い出費を知ること、意識してその費目の出費を抑えると無駄遣いが減ります。その結果、家計に余裕が生まれます。専用アプリで支出額を管理するなど利用しやすい家計簿を選び、支出を管理する

習慣が必要です。限られた収入を有効に活用するには、支出管理から生まれた黒字分を、思わぬ出費や自己投資など、将来の目標達成に備えて少しずつ貯蓄をすることも大切です。近い将来、皆さんもこうした家計管理をしていくこととなります。

手取り収入17万円の生活費の内訳

支 出		
費 目	額	収入に対する割合
食物費	25,500円	15%
住居費(家賃)	50,500円	30%
光熱・水道費	8,500円	5%
家具・家事用品	5,100円	3%
通信費	8,500円	5%
交際費	8,500円	5%
その他費用	40,000円	23%
貯 蓄	23,900円	14%
支出合計	170,000円	100%

家計の長期的な見通し ～大人になるまでに必要なお金は？～

次に、違った角度から家計を見てみましょう。家庭には『人が生まれ育つ』という大切な機能があります。しかし、子どもを育てるにはそれ相応の費用が掛かります。子どもは家族の愛情はもちろん、経済的な支援があつてはじめて育つということです。そこで、家計を考える上で大切な出産から成人までにかかる経費がどれくらいか見てみましょう。

<ワークショップ1> 成人するまでにかかる様々な費用を計算してみよう。

☆それぞれの費目ごとに計算してみよう。教育費は、自分の考えている進路について記入しよう。

1	出産費用	出産育児一時金（健康保険より直接支払い）42万円、検診料8万円、その他10万円
2	食物費	1カ月あたり 22,919円、1年で275,028円、成人するまでに（ ）円
3	住居費	1カ月あたり 18,428円、1年で221,136円、成人するまでに（ ）円
4	保健医療費	1カ月あたり 3,606円、1年で 43,272円、成人するまでに（ ）円
5	交通通信費	1カ月あたり 15,514円、1年で186,168円、成人するまでに（ ）円
6	教養娯楽費	1カ月あたり 8,987円、1年で107,844円、成人するまでに（ ）円
7	光熱・水道費	1カ月あたり 6,558円、1年で 78,696円、成人するまでに（ ）円
8	被服・履物費	1カ月あたり 3,937円、1年で 47,244円、成人するまでに（ ）円
9	諸雑費	1カ月あたり 18,793円、1年で225,516円、成人するまでに（ ）円
10	家具・家事用品	1カ月あたり 3,415円、1年で 40,980円、成人するまでに（ ）円
11	教育費	保育所・幼稚園 1カ月当たり（ ）円×12カ月×（ ）年＝（ ）円
		小学校（公立） 63,102円×6年＝（ ）円
		中学校（公立） 138,961円×3年＝（ ）円
		中学校（私立）（ ）円×3年＝（ ）円
		高等学校（公立）（ ）円×3年＝（ ）円
		高等学校（私立）（ ）円×3年＝（ ）円
		専門学校 入学金（ ）円 授業料（1年分 （ ）円）×2年＝（ ）円
		大学（国公立）入学金（ ）円 授業料（1年分 （ ）円）×4年＝（ ）円
大学（私立）入学金（ ）円 授業料（1年分 （ ）円）×4年＝（ ）円		
1～11の合計		成人するまでにかかるお金は およそ（ ）円になります

☆成人するまでにかかる費用を計算して感じたことを記入しよう。」

参考：金融広報中央委員会

「中学生用金融教育教材（技術・家庭科【家庭分野】）ワークシート

『生活に必要な金銭の流れを理解し、消費行動を見直そう』

－「見えないお金」が見えてくる！－を基に作成

2 消費生活を考える

身につけよう、中学生としての金銭感覚 ～必要なもの (needs) とほしいもの (wants)～

<ワークショップ2> 中学生の1ヶ月の買い物レシートをチェック

☆ Aさんの1ヶ月の買い物レシートを見て、必要なものとほしいものを分類してみよう。

その上で、Aさんの買い物の仕方は計画的かどうか考えてみよう。

スーパー	書店	洋服屋	映画館	雑貨屋	百円均一
<p>〇〇〇店</p> <p>TEL: ●●●●●●●●●● 担当: ●●●●●●●●</p> <p>領収書 20XX/08/01 17:00</p> <p>アイスクリーム ¥250 ぶどうジュース ¥100 合計 ¥350 現金お預り ¥350 お釣り ¥0</p> <p>この日は友達と遊んだよ。友達にうれしいとすめられていつも買うものより高いアイスを買ったよ。適当に選んだジュースも買ったよ。</p>	<p>〇〇〇店</p> <p>TEL: ●●●●●●●●●● 担当: ●●●●●●●●</p> <p>領収書 20XX/08/09 16:21</p> <p>雑誌 ¥250 レンタルDVD ¥100 ボールペン ¥100 合計 ¥450 現金お預り ¥1,000 お釣り ¥550</p> <p>学校で使うボールペンを買いに行ったよ。立ち読みしたら面白そうだったので、雑誌も買ったよ。前から借りようと思っていた映画のDVDをレンタルしたよ。</p>	<p>〇〇〇店</p> <p>TEL: ●●●●●●●●●● 担当: ●●●●●●●●</p> <p>領収書 20XX/08/15 11:30</p> <p>靴下(3足組) ¥450 スナック菓子 ¥100 合計 ¥550 現金お預り ¥1,000 お釣り ¥450</p> <p>学校に行くときにはく靴下と、おいしいなお菓子があったから買ったよ。</p>	<p>〇〇〇店</p> <p>TEL: ●●●●●●●●●● 担当: ●●●●●●●●</p> <p>領収書 20XX/08/16 14:12</p> <p>映画入場料 ¥500 ポップコーン ¥150 合計 ¥650 現金お預り ¥1,000 お釣り ¥350</p> <p>友達と約束して、映画半額デーに映画を見に行ったよ。ポップコーンを買って、映画を見ながら食べたよ。</p>	<p>〇〇〇店</p> <p>TEL: ●●●●●●●●●● 担当: ●●●●●●●●</p> <p>領収書 20XX/08/22 12:54</p> <p>メモ帳 ¥300 マグカップ ¥500 ペンケース ¥300 合計 ¥1,100 現金お預り ¥1,500 お釣り ¥400</p> <p>ずっと欲しかったペンケースを買いに雑貨屋に行ったよ。あと、店内を見ていて気に入ったメモ帳と値下げになっていたマグカップを買ったよ。</p>	<p>〇〇〇店</p> <p>TEL: ●●●●●●●●●● 担当: ●●●●●●●●</p> <p>領収書 20XX/08/30 10:47</p> <p>カラーペンセット ¥100 チューイングガム ¥100 炭酸飲料 ¥100 合計 ¥300 現金お預り ¥500 お釣り ¥200</p> <p>家族で百円均一の店に行ったよ。学校の美術で使うペンセットと、おいしいお菓子のガムとジュースを買ったよ。</p>

日	商品名	必要度	どのくらい欲しいか	計画的の有無
例	菓子	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
1	アイスクリーム	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	ぶどうジュース	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
9	雑誌	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	レンタルDVD	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	ボールペン	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
15	靴下(3足組)	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	スナック菓子	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
16	映画入場料	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	ポップコーン	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
22	メモ帳	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	マグカップ	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	ペンケース	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
30	カラーペンセット	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	チューイングガム	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的
	炭酸飲料	A・B・C	A・B・C	計画的・衝動的

【豆情報①】中学生にとって必要なものとほしいもの

消費活動は経済社会活動の中で、大きなウェイトを占めます。2019年度は、国内総生産(GDP)約544兆円のうち、家計が支出する消費額の総計は約298兆円でした。これは経済全体の約5割を占めています。そのため、消費者基本法第7条第1項にあるように「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう務めることが重要であり、中学生には、「本当に必要なもの」(needs)と「衝動的にほしいと思ったもの」(wants)を区別できることが求められます。

引用：群馬県消費者学習用教材

☆ Aさんの1ヶ月で3,400円使っています。1ヶ月のお小遣いが2,000円だとすると、あなたは何を選びますか。左の表から選んでみよう。

優先順位	商品名	理由	必要度	欲しさ
1	例：ペンケース	学校に持っていくもので、必要なものだから	A	B

☆計画的な買い物をするために大切なことをまとめよう。

商品名	理由	必要度	欲しさ

☆どうしても7万円のマウンテンバイクがほしい…でも、手元には3万円しかありません。そんな時、どうしますか？

☆計画的な買い物をするために大切なことをまとめよう。

【豆情報②】商品情報を参考にしながら商品の適切な選択ができる

「本当に必要なもの」(needs)と「衝動的にほしいと思ったもの」(wants)を区別できたら、次に、費用対効果を勘案して、調査・比較・検討ができることが大切です。実際消費者は、商品やサービスを選択する際、価格や機能・品質はもちろん、購入時の接客態度、ブランド名、環境への影響等、様々な要素を考慮してします。

引用：群馬県消費者学習用教材

2 消費生活を考える

買い物上手チェックリスト

次の質問に YES・NO で答えてみよう！

必要性

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 買い物をする時、本当に必要かどうか考える | 〔 YES・NO 〕 |
| 2. 今あるものを利用できないか考える | 〔 YES・NO 〕 |
| 3. 借りてすませることができないか考える | 〔 YES・NO 〕 |
| 4. あきずに長く使えるか考える | 〔 YES・NO 〕 |

YESの数

- 3つ以上：必要性を考える力あり
2～1：必要性について考えよう
0：買い物をするとき、1つでもチェックしてみよう

品質

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1. 使う目的にあった機能かどうか考える | 〔 YES・NO 〕 |
| 2. 材質や構造をマークをみて確かめる | 〔 YES・NO 〕 |
| 3. 安全なものかどうか、品質表示を見て確かめる | 〔 YES・NO 〕 |
| 4. 環境に配慮している商品が確かめる | 〔 YES・NO 〕 |

YESの数

- 3つ以上：品質を考える力あり
2～1：品質について考えよう
0：買い物をするとき、1つでもチェックしてみよう

価格・耐久性 など

- | | |
|-----------------------------|------------|
| 1. 使う目的や品質にあった価格かどうか考える | 〔 YES・NO 〕 |
| 2. 予算に適した価格かどうか考える | 〔 YES・NO 〕 |
| 3. 価格に見合うだけ長く使えるか考える | 〔 YES・NO 〕 |
| 4. 保証や修理などのアフターサービスはあるか確かめる | 〔 YES・NO 〕 |

YESの数

- 3つ以上：価格・耐久性を考える力あり
2～1：価格・耐久性について考えよう
0：買い物をするとき、1つでもチェックしてみよう

支払いの方法

お金を払う方法は大きく分けて3つあります。

即時払い

- 商品やサービスと引き換えに、その場で代金を支払う。
(現金・デビットカードなど)

- 使った分が目に見えてわかるので、管理しやすい。
- 個人情報を知られない。
- その場で取引が終わる。

- 手元にある金額の分しか、買い物ができない。
- おつりの受け渡しに時間がかかる。

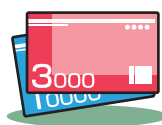


前払い

- 商品やサービスを受け取る前に代金を支払っておく。
- あらかじめお金をチャージしたカードなどで支払う。
(プリペイト型の電子マネー・商品券・図書カード・回数券・定期券など)

- 買った金額以上は使えないので、使いすぎる心配がない。
- カードによっては割引がある。

- 将来使うかわからない分まで先に支払うことになる。
- 使える場所が限られる。

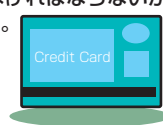


後払い

- 商品を先に手に入れ、期日までに一括して払ったり、分割して払ったりする。
(クレジットカード(一括払い・分割払い)など)

- 現金がなくても買い物ができる。
- 高額な商品やサービスを分割で支払うことができる。

- 分割払いなど支払方法によって、手数料がかかる。
- つい使いすぎてしまう。
- いくら返済しなければならぬか分からなくなる。



電子マネー

電子マネーとは、電子データで代金を支払うものです。
電子マネーには、前払い式(プリペイド)と後払い式(ポストペイ)があります。

- 前払い式 前もって現金を入金(チャージ)してから利用する
※オートチャージ:残額が一定以下になると自動的に入金されて、後日口座から引き落とされる。
- 後払い式 クレジットカードなどにより、利用した額を後で支払う。

電子マネーのメリット

- 現金を持たずに買い物ができる。
- 小銭を使わないので、すばやく支払いができる。
- カードによっては、ポイントがたまったり、特典があったりする。

電子マネーのデメリット

- 何にいくら使ったか、いくら残っているか分からなくなる。
- 現金と違って、使える場所が限られる。

電子マネーはお金と同じです。貸し借りはせず大切に管理しましょう。
電子マネーを使った分だけお金がなくなります。使いすぎに注意しましょう。



3 契約ってなにか

(1)これは契約？

○か×で答えよう。

問題 question

Q1
友達と遊ぶ約束をした。

Q2
ファーストフード店でハンバーガーを注文した。

Q3
インターネットオークション
に出品して落札された。

Q4
親にゲームソフトを買ってもらおう約束をした。

Q5
有料の音楽配信サービスから
携帯電話・スマートフォンに音楽をダウンロードした。



「契約」とは代金と物やサービスを交換する約束を交わす法律用語です。
「契約」に違反してしまうと、相手に損をさせてしまうことになるので、
その分の代金を支払うなどしなければなりません。

正しい判断で契約を結ぶ必要がありますね。

■答え answer

- Q1** ×：代金も物も関係していません。
- Q2** ○：お店は客の頼んだ商品を渡す義務、客は代金を支払う義務が発生します。
- Q3** ○：出品した商品が約束と異なる場合は契約違反になり、トラブルのもととなります。
- Q4** ×：親が代金を払うだけのこの約束は、一方的なので契約とは言えません。
- Q5** ○：直接相手の顔が見えないパソコンや携帯電話・スマートフォンでの契約が急増しています。

(2) 契約は約束

お互いに合意した約束（契約）は必ず守らなければいけない義務があります—



(3) 契約とは

消費社会は契約で成り立っています

契約とは…商品を「買いたい」「売りたい」というような、二つの意思表示が合致することによって、法律上の責任が生じる関係を「契約」といいます。□約束も契約です。



3 契約ってなにか

(4) 売買契約 ~クレジットカード~

クレジットカードとは

後払いができるカードのことです。公共料金、税金などの様々な場面で支払いに利用できます。現金を持っていなくても買い物ができるなど、現金や電子マネーなど、様々な支払方法がある中の一つの方法です。高校生を除く18歳以上であればクレジットカードを持つことができます。



クレジットカードと3者間契約の仕組み

クレジットカードを使用して買い物をした際には、「3者間契約」が結ばれます。この仕組みは、消費者が販売会社で購入した商品等の代金をクレジット会社が立て替えて販売会社に支払い、後日、消費者がクレジット会社に支払います。契約の当事者は、消費者、販売会社、クレジット会社の3者になります。この契約では商品の購入先と代金の支払先が異なります。デパートで洋服を買ったとしても、後日、代金を支払う先はクレジット会社になります。

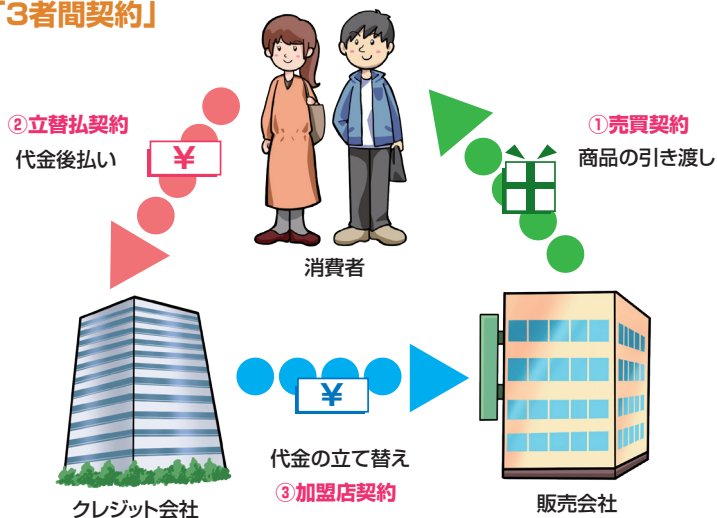
お金は後払いで商品が手に入り、また、代金は分割払いが可能なため、買い物がしやすく感じてしまう点や納税などにも使えること、利用することにポイントが付与されることが多いため、利用者やカード契約数が若者を中心に増えている傾向にあります。

クレジットカードを利用する際の注意点

支払方法が「後払い」ということが、「借金をしている」という点に気付き、注意せねばなりません。使いすぎて収入と支払いのバランスが崩れてしまったり、支払方法が3回以上の分割払いやリボルビング払いの場合には手数料がかかります。実際の商品の価格以上に支払わねばなりません。クレジットカードを利用する際は、その点もふまえて支払い方法を選択する必要があります。

クレジットカードは私たちの消費生活を豊かに、便利にするものではありません。しかしながら、便利さに意識が傾きすぎると、自分を苦しめることになりかねません。クレジットカードを使用する際には、自分の収入と支出のバランスを考えると同時に、本当に購入する必要があるものなのかを考慮するようにしましょう。

「3者間契約」



(5) 契約の取り消し（解約）

契約は、勝手に変更したり、取り消すことはできません。

ただし、以下の場合、例外として契約をやめることができます。

① 話し合いによる合意解約

■ 通常の契約は一方の都合では無条件に解除できません。

当事者がお互いに合意すれば契約解除ができます。

店頭で買ったものは、原則として返品や交換はできませんが、お店側で返品や交換の決まりを作っている場合もあります。



② 未成年者契約による取り消し

■ 未成年の人も普段の生活で、買い物などの契約をしています。

未成年では判断が難しかったり、約束を守れないような契約には保護者（親権者）の同意が必要です。

義務をはたせない契約を結んでしまった場合、本人または保護者が契約を取り消すことができます。

ただし、次のような場合は取り消すことができません。

★ 小遣いの範囲内

★ 「成人である」・「親の同意がある」などとウソを言っていた場合



2022年4月から民法上の成年(成人)年齢が変わります

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に変わります。これまで18歳19歳が結んでしまった契約は、「未成年者契約による取消し」ができましたが、18歳で成年になったら取り消すことができなくなります。自分で責任を持って、契約ができるようになりましょう。

③ 消費者契約法による取り消し

■ 事実と違う、脅迫されたなどの契約はこの法律が適用されます。



都合の悪いことをわざと言わない。



「帰ってほしい」と言ったのに帰らない。
「帰りたい」と言ったのに帰らせない。



「今、塾に入らないと高校に進学できない」など、不安をあおる。

契約の
取り消し

3 契約ってなにか

④ 特定商取引に関する法律での取り消し

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

クーリング・オフとは、訪問販売等でつい契約してしまった後、頭を冷やしてよく考えるということで、「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」では全ての商品・サービス（適用除外有）と指定権利について、無条件で契約を解除できる制度です。

条件・期間は？

名称	取引形態	期間※
訪問販売	・キャッチセールス ・家庭訪問販売 ・アポイントメントサービス等	8日間
電話勧誘販売	・業者からの電話による勧誘	8日間
連鎖販売取引	・マルチ商法による取引 (店舗契約含む)	20日間
特定継続的役務提供	・エステティックサロン ・美容医療 ・語学教室 ・学習塾 ・家庭教師 ・結婚相手紹介サービス ・パソコン教室（店舗契約含む）	8日間
業務提供誘引販売取引	・内職商法 ・モニター商法（店舗契約含む）	20日間
訪問購入	・業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの	8日間

※期間は、契約書面を受け取った日を含みます。
※事業者が書面を渡さなかったり書面に不備があるときは、期間を過ぎてもクーリング・オフできる場合があります。

できない場合もあります

- 化粧品、健康食品などの消耗品を使用・消費した場合
- 乗用自動車などの法律でクーリング・オフ対象と定められていない商品・サービス・権利の取引
- 現金取引で、その総額が3,000円未満の場合

方法は？

- 必ず、はがきなどの書面により、両面コピーをとっておき、簡易書留または特定記録郵便で通知します。

契約で困ったことやわからない点があったら
新宿消費生活センター（p36）に相談しましょう！

※特定商取引法とは

特定商取引法は、訪問販売や通信販売等、消費者トラブルになりやすい取引を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールを定めています。

これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るための法律です。

記入例：

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社×× □□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

新宿区〇町〇丁目〇番〇号
氏名〇〇〇〇

クーリング・オフすると、契約は始めからなかったことにできる？

- 支払った代金は全額返金されます。
- キャンセル料などは一切ありません。
- 受け取った商品は販売会社に引き取ってもらいます。引取り料金も業者が負担します。

インターネット通販で買った商品も、クーリング・オフの対象？

- インターネットを使った通信販売で買った商品は、クーリング・オフの対象ではありません。

インターネット通販で買った商品は返品できない!?

- インターネット通販で購入した商品は、返品できる場合とできない場合があります。

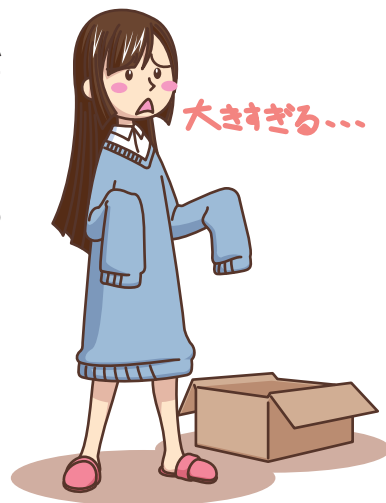
■インターネット通販で海外ブランドの洋服を注文し、代金を振り込んだ。届いた商品を見ると、サイズが大きすぎて着られなかった。販売業者に連絡し返品したいと言ったが、返品は受け付けていないと言われた。

⇒販売業者には、返品を受け付けるかどうかの記載をする義務があります。

- ・通信販売にはクーリング・オフ制度が適用されません。
- ・注文するときは、支払い方法、返品・交換の可否や条件などをよく確認しましょう。
- ・注文したのに商品が届かないなどのトラブルもあります。

信頼できる業者を利用するようにしましょう。

販売業者の住所・名称・連絡の取れる電話番号の表示があるか確認し、申込み内容とともにプリントアウトしておきましょう。



通信販売について

通信販売にはクーリング・オフはありませんが、広告やカタログ等に返品に関することが全く書いてなかったら、商品を受け取ってから8日間は返品ができます。送料の負担は購入者です。

4 若者をねらう悪質商法

(1) 悪質商法の手口を知る

悪質な業者は、社会経験の浅い若者をねらっています。
特に若者の被害が多い悪質商法は、スカウト商法、アポイントメントセールス、マルチ商法などです。
手口を知ってトラブルにあわないようにしましょう。



① スカウト商法

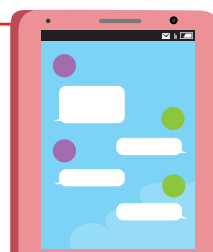
■街を歩いていたら、呼び止められて、「君センスがいいね。モデルになってみない？」と声をかけられた。事務所について行って、モデルスクールの契約をしてしまった。

- ・知らない人から声をかけられても相手にせず、ついて行かないこと。
- ・おかしいと思ったら、キッパリ断りましょう。
- ・SNSなどで募集しているオーディションにも悪質な場合がありますので、気を付けましょう。

② アポイントメントセールス

■ SNS のメッセージ機能等で「直接会って話をしませんか?」「あなただけに特別の案内があります」などと言われ、お店に呼び出された。「選ばれた方にだけお安くしています。」「今だけ割引します。」と言われて断りきれず、高価なアクセサリを買ってしまった。

- ・知らない人から呼び出されても、はっきり断りましょう。
- ・メッセージ機能等での店などへの呼び出しは、商品やサービスを高く売ることが目的です。



③ マルチ商法

■「健康食品を知り合いに紹介して、その人が会員になればもうかる、簡単でいいバイトがある」と勧誘され、商品を購入した。その商品を友達や後輩に紹介してみたが、誰にも相手にされず、商品の支払いだけが残ってしまった。

- ・ネットワークビジネスとも言われており、違法ではありませんが、法律で規制されています。
- ・「簡単にもうかる」などという話にはのらない。もうかるのは、組織の上の一部の人だけです。
- ・お金もうけのために、友人を誘えば、友人の信頼を失います。

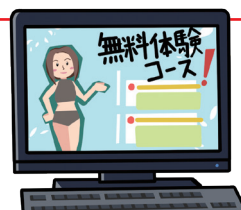


④ 無料商法

■インターネットに、「エステ無料体験」の広告がのっていた。興味があったので、予約してお店に行った。体験を受けたあと、「今ならこのコースを特別割引で受けられますよ。」と勧められ、50回30万円の契約をした。

その後も高額な化粧品や美顔器を次々に勧誘された。

- ・「無料体験」や「体験モニター」などは、訪れた体験者に高額な契約を勧める場合が多く、安易に利用するのは危険です。
- ・契約を勧められても、すぐに契約せず、内容をよく見て、今必要か考えましょう。



もうイヤ!



⑤ キャッチセールス

- 「アンケートに協力してください」と誘われてついでに、「キレイになる化粧品がある」と紹介され、契約をしてしまった。
- ・ 「特別に」「あなただけ」と言われてもついて行かないこと。
- ・ あやしいと思ったら、キッパリ断りましょう。



(2) インターネットのトラブル

いつでもどこでも世界中とつながるインターネットは、今や私たちの生活と切り離すことのできない大変便利なツールです。

しかし、相手の顔が見えにくいインターネットの世界では、新しいトラブルが次々と発生しています。

安全に楽しくインターネットを使うための知識を身に付けましょう。

① 思わずクリックしたら…ワンクリック詐欺！

- 無料サイトにアクセスしたら突然、有料サイトにつながり、「登録完了」と表示され、数日以内に登録料金を振り込むように書いてある。
- 興味本位で18歳未満禁止のサイトに入り、「18歳以上」をクリックしたら会員に登録されてしまい、数万円の料金の請求画面が出てきた。

⇒ 請求画面が出て、あわてない。

表示をよく確認せずに「はい」のボタンをクリックしないこと。
無視しても、問題ないので連絡しないこと。



② 知らないサイトから利用料金の請求が…？(架空請求)

- 「総合情報サイトの料金が未納になっています。至急連絡してください」と、身に覚えのないサイトの料金請求のメールが送られてきた。

⇒ 「裁判所」「差し押さえ」などの不安をおおる言葉があっても、不用意にアクセスしない。
心配なときは、届いたメールを保存しておき、家族に相談しましょう。

アイドルやマネージャーからあなたにメールが届く？

- 「お金をあげる」「アイドルを助けて」「ポイント料金は後で負担する」などのメールが送られてきて、メールをやり取りするたびにポイント料金を払ったが、お金ももらえないし、アイドルにも会えない。

⇒ 有料であることの確認や支払方法、入会の意思を確認する表示がないまま、登録・請求へと進んでしまったのであれば、契約は成立していないため、支払う必要はありません。

- ・ 身に覚えのない請求は無視しましょう。
- ・ 連絡先を教えたり、実際に会ったりすること大変危険です。
- ・ 自分から事業者に連絡するのはやめましょう。個人情報相手を知られて、さらにトラブルにあってしまうことがあります。
- ・ 不安なことがあれば、一人で悩まず消費生活センターに相談しましょう。

4 若者をねらう悪質商法

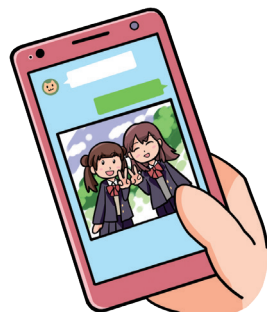
③ SNSに写真をアップしただけなのに…

■GPS機能がONになっていることを知らずにスマホで撮影した写真をTwitterに投稿した。

■Instagramに友人と一緒に撮った写真を友人の許可なしにアップした。

⇒写真などをアップするときは、最新の注意が必要です。GPS機能により記録された位置情報から個人や場所が特定される危険があります。また、顔を隠していても背景や制服から個人情報が特定されることもあるため、確認してからアップしましょう。

⇒他人が写っている写真には肖像権があり、誰かが悪用する危険性があるので、勝手にネット上に掲載するのはやめましょう。また、著作権のある内容をネットで公開したり、ダウンロードしたりすることは法律違反になります。



④ オンラインゲーム「無料」と書いてあるけど…

■ゲームの登録・利用は無料だが、ゲームを有利に進めるための課金アイテムが用意されており、「数百円ならいいか」と何回か購入していたら、いつの間にかとんでもない金額になっていた。

⇒ゲームを始める前に利用の条件をしっかりと読むなどして、使い過ぎに注意しましょう。

⇒どうしても、課金アイテムが欲しい場合は、プリペイドカードを利用するなど、お小遣いの範囲で遊びましょう。



⑤ その投稿本当に大丈夫？

■毎日更新しているブログに、友達の気に入らないところを書いた。

■無料通話アプリを使っていたら、悪口や仲間はずれの話になった。

⇒ネットでは対面せずに匿名でのやりとりも可能なため、いったん人の悪口を書くとエスカレートして、「ネットいじめ」につながる場合があります。被害者や加害者を生まないように、書き込む内容には十分注意しましょう。

ID、パスワードの管理はしていますか？

IDやパスワードの管理をしていないと、SNSや無料通話アプリなどでアカウントが乗っ取られる被害が出ています。乗っ取られたアカウントは詐欺に使われてしまうこともあります。複数のサービスで同じIDやパスワードを登録して使いまわすことはやめましょう。しっかり管理して、他人には決して教えないようにしましょう。

⑥ そのインターネット上のお友達は実在しますか？

- SNSで知り合った女の人と、実際に会ってみたら男の人だった。
 - ネット上の友達とご飯を食べる約束で実際に会ったら、別の場所へ行くように誘われた。
- ⇒ インターネット上では、性別も年齢も偽ることができます。「会いたい」と誘われても、事件や被害に合うこともあるので、気軽に会いに行くのはやめましょう。



⑦ 「初回お試し無料」「初回半額」の落とし穴

- ネット上で初回お試し無料と書いてあり、商品を購入したら定期的に商品が届くようになり、毎月請求書が届くようになった。
 - 初回半額で申し込みをしたら、定期購入だったため解約をした。解約をしたら、通常料金が請求された。
- ⇒ サイト画面の下の方に「定期購入の申込みが条件」などと書かれていないか、契約前に必ず確認しましょう。
- ⇒ 初回無料や、定価より安く販売されている商品を申し込むときは、契約がどうなっているか、よく確かめてから申し込みをしましょう。

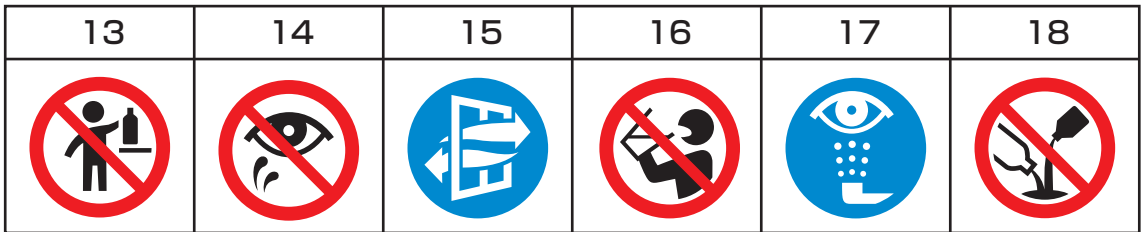
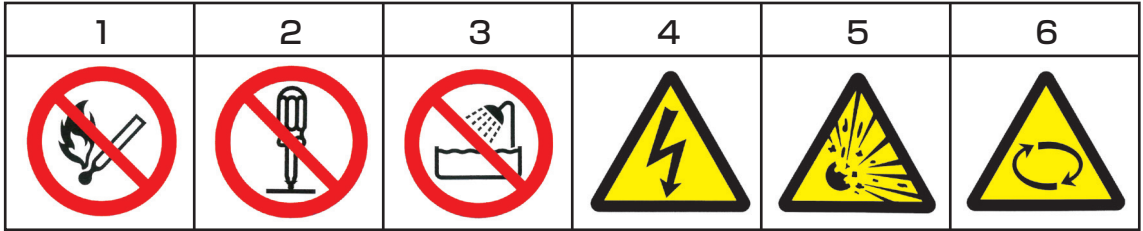


あなたの取引相手は信用できますか？

インターネットオークションやSNS上のコミュニティや掲示板で知り合った人と、アニメやアイドルのグッズなどを取り寄せて、トラブルに巻き込まれることがあります。料金を先払いしたのに届かない、代引きで受け取ったものの中身が別ものだった、という被害が増えています。個人間の取引は、相手の個人情報や連絡先をきちんと把握できていないことが多いため、トラブルの解決が難しくなります。慎重に利用しましょう。

5 消費者クイズ～安全・安心に製品を使うために～

Q 取扱説明書にはいろいろなマークが登場します。マークを見つけたら指示に従いましょう。次のマークの意味を考えてみてね。



- (ア) 口に入れない (イ) まぜるな危険 (ウ) 目に注意 (エ) 破裂注意 (オ) 火気禁止
 (カ) 回転物注意 (キ) 火に近づけない (ク) 感電注意 (ケ) 巻きつけない (コ) 必ず換気
 (サ) 子供に注意 (シ) 上に乗らない (ス) 分解禁止 (セ) 目に入ったら水で洗い流す
 (ソ) 浴室での使用禁止 (タ) 人に向けない (チ) 水にぬらさない (ツ) 飲食するな

製品を安全に使うためには、「どういう使い方をしたら危険なのか」を予測する力を身に付けることが必要です。使う時には説明書を必ず読んでから使いましょう。普段から製品の使い方や表示マークを読み、なぜその表示が必要なのか、危険が発生するのはどういうメカニズムなのかを考える習慣を身に付けましょう。

出典 一般財団法人日本規格協会
 一般社団法人日本玩具協会
 日本石鹼洗剤工業会

1 (ア) 2 (カ) 3 (イ) 4 (ウ) 5 (エ) 6 (オ) 7 (キ) 8 (ク) 9 (ケ) 10 (コ) 11 (サ) 12 (シ) 13 (ス) 14 (セ) 15 (ソ) 16 (タ) 17 (チ) 18 (ツ)

6 安全で安心できる消費生活のために

■いろいろな消費者情報

消費者に役立つ情報が、インターネットでたくさん発信されています。
チェックしてみよう！

<おすすめのホームページ>



■困ったとき！ 調べたいとき！

消費生活にかかわる相談には、**消費生活センター**が力になります。

新宿区には、区が運営する<新宿消費生活センター>があります。



新宿消費生活センター 消費生活相談室

新宿区新宿5-18-21
<新宿駅より徒歩15分>

☎03-5273-3830

FAX 03-5273-3110

(月～金 9:00～17:00)

※土、日、祝祭日は休み

★困ったとき！土・日曜日の相談は？

消費者ホットライン ^{いやや!} ☎188 へ！

★調べたいとき！消費生活についての資料（図書、ビデオなど）を探したい

東京都消費生活総合センター図書資料室 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ15F ☎3235-1179 へ！



新宿区消費者教育副読本作成委員会

〈令和2年度委員構成〉

	氏名	学校名	職名
委員長	東 孝夫	四谷中学校	校長
副委員長	宇野 頼子	落合第二中学校	副校長
委員	浦辺 菜穂	牛込第三中学校	教諭
	大野 雄生	落合中学校	教諭
	大澤 ゆうき	新宿西戸山中学校	教諭

事務局	北中 啓勝	新宿区教育委員会	指導主事
	中野 沙織	新宿消費生活センター	

協力：新宿区教育委員会事務局教育指導課

- 本書の作成にあたって
- ・「消費者市民社会」に関する編集協力（公財）消費者教育支援センター
- ・その他参考資料 国や国民生活センター及び東京都消費生活総合センターの発行書籍やインターネットホームページの情報など

消費社会を学ぶ

平成14年4月 初版発行

令和 3年2月 11版発行

編集・発行

新宿区文化観光産業部

消費生活就労支援課

東京都新宿区新宿5-18-21

新宿区役所第二分庁舎3階

電話番号 03-5273-3834

印刷物作成番号

2020-43-2805

この印刷物は、業者委託により1,500部印刷しています。その経費として、1部あたり655円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配達経費は含んでいません。

中 学 校		
1年 組 番	/	2年 組 番 / 3年 組 番
氏 名		